

(別表2) 「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守り下さい。

- ① 資格の除外事項に該当した場合は、14日以内に届け出ること。
- ② 電子会議室上の記述を改ざんし、又は消去しないこと。
- ③ 電子会議室用の設備又は他のモニター若しくは第三者の設備の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- ④ 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ⑤ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ⑥ 上記②～⑤に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑦ 他のモニターが上記②～⑥に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑧ 上記②～⑥に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 電子会議室に書き込んではならない事項は次のとおりです。

- ① 営業活動又はその準備を目的とする記述。
- ② 宗教に関する宣伝又は勧誘を目的とする記述。
- ③ 選挙の事前運動又は選挙運動を目的とする記述。
- ④ 他のモニター又は第三者を誹謗中傷し、又は脅迫する記述。
- ⑤ 他のモニター又は第三者の名誉を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する記述。
- ⑥ 他のモニター又は第三者の権利を侵害する記述。
- ⑦ 公序良俗に反する記述。
- ⑧ 法令に違反する記述。
- ⑨ その他電子会議室における意見交換を妨げることを目的とする記述。

上記に該当する記述がなされた場合は、電子会議室の管理運営担当者が当該記述を削除することとします。

3. 上記1又は2に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。